

山口県報

令和7年
11月21日
(金曜日)

山口県告示第三百六十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関する告示（令和六年山口県告示第二百三十六号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十一月二十一日

山口県知事 村岡嗣政

- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定の解除（二件）（環境政策課）
解除予定保安林（大島郡周防大島町）（森林整備課）

目 次

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田四七二〇の一部
二 特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

山口県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和七年十一月二十一日

山口県知事 村岡嗣政

- 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関する告示（令和六年山口県告示第二百三十六号）により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十一月二十一日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田四七二〇の一部
二 特定有害物質の種類
シアノ化合物並びに水銀及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

令和七年十一月二十一日発行

発行所

山口県知事